

資料3

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

※省令条文・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(内閣府令第39号)

項目	※省令条文	国基準	市基準案	基準類型
一般原則 第3条		<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	国の基準どおり	参照

【I】利用定員に関する基準

項目	省令条文	国基準	市基準案	基準類型
①利用定員の設定に関する事項 第4条		<p>特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「法」という。）第27条第1項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。</p> <p>利用定員は、子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分※（ただし、下記の③に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。）ごとに利用定員を定めるものとする。</p> <p>※【子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分】 ①満3歳以上の小学校就学前子ども（②に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く） ②満3歳以上の小学校就学前子どもであって保護者の労働または疾病その他の事由により家庭で必要な保育を受けることが困難であるもの ③満3歳未満の小学校就学前子どもであって②にあげる事由により家庭で必要な保育を受けることが困難であるもの</p>	国の基準どおり	従う

項目	省令条文	国基準	市基準案	基準類型
	第37条	<p>特定地域型保育事業</p> <p>●利用定員については以下のとおりとし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。</p> <p>①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人</p> <p>●事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子どもとその他の子ども・3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。3号認定子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。</p>	国の基準どおり	従う
②定員の遵守	第22条 第48条	<p>やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない。</p> <p>年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項または第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他の止むを得ない事情がある場合にはこの限りではない。</p>	国の基準どおり	従う

【II】運営に関する基準(1)利用開始に伴う基準

項目	省令条文	国基準	市基準案	基準類型
①内容・手続きの説明、同意、契約	第5条 第38条	<p>教育、保育の提供開始にあたって、利用申込者（保護者）に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の事前説明を行ったうえで、同意を求ることとする。</p> <p>保護者に対して事前説明の方法は、パンフレット、説明書など、またはその文書に代えて電子ファイル等を提供することも可能。</p>	国の基準どおり	従う
②応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	第6条 第39条	<p>利用申し込みを受けた時は、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>【正当な理由】とは</p> <p>①定員に空きがない ②定員を上回る利用の申し込みがあった場合（選考が必要） ③その他特別な事情がある場合</p>	国の基準どおり	従う
③定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考	第39条	<p>定員を上回る利用の見込みがあった時は、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。選考方法については明示を求める。</p> <p>特定教育・保育施設</p> <p>◎教育時間認定（1号認定）を受けた子どもの場合 「抽選」、「申込を受けた順序」「当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針」その他公正な方法などに基づく選考。</p> <p>◎保育認定（2号・3号認定）を受けた子どもの場合 保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、市が利用調整を行う。</p>	国の基準どおり	従う
	第39条	<p>特定地域型保育事業者</p> <p>利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	国の基準どおり	従う

項目	省令条文	国基準	市基準案	基準類型
③定員を上回る利用の申し込みがあつた場合の選考	第39条	特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	国の基準どおり	参酌
	第7条 第40条	特定教育・保育施設・特定地域型保育事業の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国の基準どおり	従う
④支給認定証の確認、支給認定申請の援助	第8条	特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確かめることとする。	国の基準どおり	参酌
	第9条	特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあつた場合は、申し込みの意思を踏まえて速やかに適切な申請がされるよう必要な援助を行うこと。	国の基準どおり	参酌

【Ⅱ】運営に関する基準

(2)教育・保育の提供に関する基準

項目	省令条文	国基準	市基準案	基準類型
①幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	第15条	幼稚園は幼稚園保育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携認定子ども園は幼保連携認定子ども園教育・保育要領、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況等に応じて適切に教育・保育を提供しなくてはならない。	国の基準どおり	従う
	第11条 第12条	小学校における教育または他の特定教育・保育施設等において円滑な接続に資するよう、情報提供等、連携に努めなければならない。 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	国の基準どおり	参酌
	第17条 第31条	支給認定子どもの心身の状況の把握に努め、その子どもまたは保護者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助をおこなわなければならぬ。 運営にあたり、地域住民やその活動等との連携及び協力をを行うなど地域との交流に努めること。	国の基準どおり	参酌
②特定地域型保育の取扱方針に則った教育・保育の提供	第15条 第44条	特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	国の基準どおり	従う
③連携施設との連携(特定地域型保育事業のみ)	第42条	特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、連携協力をを行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。) 居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。	国の基準どおり	従う
		特定地域型保育事業を行う者に対し、「保育内容に関する支援」「特定地域型保育の終了後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にすること。	国の基準どおり	従う
			国の基準どおり	参酌

項目	省令条文	国基準	市基準案	基準類型
(4)子どもの心身の状況の把握	第10条	特定教育・保育施設は特定教育・保育の提供にあたっては、支給認定の子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	国の基準どおり	参酌
	第18条	支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者または医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じること	国の基準どおり	参酌
(5)子どもの心身の状況の把握	第41条	特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握につとめることとする。	国の基準どおり	参酌
(6)子どもの適切な処遇（虐待の禁止など）	第24条	◎利用児童の平等取り扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分または費用を負担するか否かにより差別的取り扱いをしてはならない。	国の基準どおり	従う
	第25条	◎虐待等の禁止 職員は、支給認定の子どもに対し虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	国の基準どおり	従う
	第26条	◎懲戒に係る権限濫用の乱用防止 懲戒に関し支給認定の子どもの福祉のため必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱する等の権限濫用してはならない。	国の基準どおり	従う
(7)利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	第13条 第43条	特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者は特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から法に定める利用負担を受領することとし、そのうえで、それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 特定教育・保育施設は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 ① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。） ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	国の基準どおり	従う
		実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者において保護者にあらかじめ額や理由説明を行い、同意を得ることとする。	国の基準どおり	従う
(8)利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	第19条	特定教育・保育を受けている子どもの保護者が虚偽、不正行為によって教育・保育の提供を受けている、または受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知する。	国の基準どおり	参酌
(9)特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取り扱い）	第35条 3項 第36条 3項 第37条 2項	特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者が特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域利用型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容については当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	国の基準どおり	従う

【II】運営に関する基準

(3) 管理運営に関する基準

項目	省令条文	国基準	市基準案	基準類型
①施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要な重要事項を定めた運営規定の策定	第20条 第46条	<p>特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） ⑤ 利用料等に関する事項（実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由及びその額） ⑥ 認定区分ごとの利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む） ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項 	国の基準どおり	参照
	第23条	施設・事業者は利用申込者の選択に資すると認められる重要な事項（運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担等）を施設の見やすい場所に提示しなければならない。	国の基準どおり	参照
②個人情報管理（秘密保持）	第27条	施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護いる者の秘密を漏らしてはならない。	国の基準どおり	従う
		現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者は必要な措置を講じる。	国の基準どおり	従う
		地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知、説明し同意を得ておかなければならない。	国の基準どおり	従う
③評価（事項評価、学校関係者評価、第三者評価）	第16条 第45条	<p>提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者が行う。</p> <p>そのうえで、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</p>	国の基準どおり	参照
④事故発生及び事故発生時の対応	第32条	<p>事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと <p>事故発生時の保護者（家族）や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを基本とする。</p>	国の基準どおり	従う
⑤苦情処理	第30条	<p>提供した特定教育・保育に関する苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じること。</p> <p>また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>苦情に関して確認主体である市町村が行う指導監督等等に対し、必要な協力、改善等を行う。</p>	国の基準どおり	参照

項目	省令条文	国基準	市基準案	基準類型
⑥会計処理	第33条	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	国の基準どおり	参酌
⑦記録の整備	第34条 第49条	<p>職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>支給認定子どもに対する子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定教育・保育の提供にあたっての計画 ②提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	国の基準どおり	参酌
⑧管理運営に関するその他の事項	第21条、第29条 第47条	勤務体制の確保・研修機会の確保。 誇大広告の禁止 利用供与の禁止	国の基準どおり	参酌

(III)特例施設型給付費・特例地域型保育給付費に関する基準

項目	省令条文	国基準	市基準案	基準類型
特別利用保育	第35条	特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。	国の基準どおり	従う
	第35条2項	特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	国の基準どおり	従う
特別利用教育	第36条	特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。	国の基準どおり	従う
	第36条2項	特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	国の基準どおり	従う
特別利用地域型保育	第51条	特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること	国の基準どおり	従う
		特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。	国の基準どおり	従う
	第52条	特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	国の基準どおり	従う
		特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。	国の基準どおり	従う

【IV】その他

項目	省令条文	国基準	市基準案	基準類型
特定保育所に関する特例	附則第2条	特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。	国の基準どおり	従う
	附則第2条2項	特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	国の基準どおり	従う
経過措置	附則第4条	小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。	国の基準どおり	従う
	附則第5条	特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	国の基準どおり	従う

【IV】その他 市独自基準

暴力団排除	鹿島市暴力団排除条例に則り、市民の安全・安心を守るため、暴力団排除の規定を追加する。 暴力団または暴力関係者と密接な関係を有してはならない。		規定なし
非常災害対策	防災計画の策定 非常災害に必要な器具・設備を設ける 定期的な避難訓練の実施など		規定なし
その他	保育所に適用する基準 (佐賀県児童福祉法施行条例(保育所に適用する基準)に準じる。) 食育の推進 (食育推進計画の策定および食育推進担当者の設置) 乳児を入所させる保育所は保健師または看護師の配置をするよう努める。 障害のある子どもの保育について状態の把握、家庭・関係機関との連携を図り、適切な環境の下での実施 乳幼児の食事を調理する者への検便の実施		規定なし